

那覇地方裁判所委員会（第24回）議事概要

1 開催日時

平成27年7月3日（金）午後2時から午後4時まで

2 場所

那覇地方裁判所大会議室

3 出席者（委員は五十音順，敬称略）

（委員）阿部正幸（委員長），石島正貴，稲嶺幸弘，加藤裕，金城忠雄，清水一成，鈴木博，鈴木嶋晋一，森本忠昭，与那嶺明彦

（参列者）事務局長，事務局次長，民事首席書記官，刑事首席書記官

（庶務）総務課長，総務課課長補佐，広報係長，広報係

4 議事

(1) 新任委員の紹介

(2) 意見交換（テーマ：「裁判員制度」について）

意見交換に先立ち，委員の方に裁判員として，実際に法廷で裁判員裁判の模擬裁判を実演し，体験していただいた。

その後に，模擬の裁判員裁判の体験を踏まえて，委員による意見交換を行った。

【意見交換】（●委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◆裁判所）

●：「裁判員裁判制度」について，意見交換を行います。先程，裁判員として模擬の裁判員裁判を体験していただきましたが，ご質問や，御意見，ご感想などがあれば，承りたいと思いますが，何かございますか。

○：仕事のことは僕らは裁判の事をこれまでずっと扱ってきたのですが，私自身が当事者（裁判員）になるという難しさ，あの場（裁判員の席）に実際に座ってやることで，重い責任とといいますか，まあ初めて痛感したところというのが率直な感想です。

○：難しいなあというのが率直な感想です。先程の模擬裁判員裁判では限られた

判断材料，時間内で有罪か無罪かの判断をするという事でしたが，これらを踏まえると，実際の裁判の中で判断をしなければならない裁判員の方々が受けるプレッシャーといいますか，負担感というのはかなりなものなのだろうなということが想像できました。

- ：ありがとうございます。他の委員の方々も感想をお願いします。
- ：裁判員裁判で被告人や証人への質問は裁判官でもできるのですか。検察官や弁護人だけですか。
- ◎：質問自体は裁判官からもすることはできますし，裁判員からも質問することができます。ただし，裁判員の後ろに座っている補充裁判員の方は直接質問することができませんので，何か質問があれば，私たち裁判官や裁判員が代わりに質問することになります。
- ：何年も前から，裁判員裁判が始まっており，私も大変興味があり，1度は裁判員をやってみたかったものですから，体験をさせていただきありがたく思っております。模擬裁判員裁判の内容自体は単純な事件であったのですが，それでもやはり事実を認定するのがこんなにも難しいものなのかなというのが良くわかりました。特に客観的な事柄も曖昧な部分があり決め難いところがありました。特に今回論点となった犯意の部分，主観的な内心の部分は本当にこれは分かりづらい問題だなという事がよくわかりました。ありがとうございました。
- ：裁判員の方に犯罪の構成要件について，事前に説明をされるのですか。
- ◎：例えば，今回の模擬裁判の場合ですと，犯意があったのかどうかが争点になるのですが，通常の裁判員裁判ですと，まずは検察官と弁護人がそれぞれ冒頭陳述という形で事件の概要であるとか，争点などについて説明をされますので，その中で明らかになります。そこでおおよその説明を聴いておけば，問題になっているものが何で，着目しなければならないことは何で，証拠関係はどうなのかという事を理解していただけるのではないかと思っております。それを踏まえて，裁判所の方で公判前整理手続の結果を明らかにするわけですけども，

そういったものの中で徐々にといいますか、分かっていただけののかなというふうを考えております。

- ：ありがとうございます。法曹の方から弁護士の加藤委員，何かありますか。
- ◎：僕も（弁護士として）反対尋問したかったですね。今回は模擬裁判ですのでなんですが，本当はもっと情報が必要ですよね。被告人の母親との人間関係はどうだったのかとか，予算がどうか，現金で買おうとしたのか，クレジットで買おうとしたのか，財布の入っていた位置とかいろんなものを延々と聴きださなければならず，なかなか事実認定，判断するのは難しいだろうと思います。
- ：詳細なコメント，どうもありがとうございました。検察官の石島委員はいかがでしょう。
- ◎：私も（検察官として）似たようなことを思ったのですが，一つはやっぱり被告人に対してはいくつか質問したいだろうなど。シナリオがあるのは分かるんですけども，被告人に対して質問を突っ込んでみたいと思う人が大半じゃないのかなと。もう一つは，あれだけの証拠しかないのだったら，およそ起訴はさせられないというふうに思います。具体的に手はどうなっているのか，カギはどうかかっていたのか，あれだけの情報では立証は難しいでしょうね。
- ：どうもありがとうございました。裁判長を務めた鈴嶋委員，何かコメントはありますか。
- ◎：特にはございませんが，模擬裁判ですので内容に限界があるという事で，ご理解いただければと思います。
- ：どうもありがとうございました。
- ：裁判員の資格は，日本国民全員にありますか。
- ◎：例えば裁判官とかは裁判員になれないんですね。裁判員制度自体が，一般の国民の意見を裁判の結果に取り入れることを趣旨としているため，裁判官，検察官，弁護士といった法律の専門家と言われている立場の方は裁判員にはなれないことになっています。

●：どうもありがとうございました。

事前に委員の皆様から、ご意見、ご要望を頂いております。頂いたご意見、ご要望が多岐にわたっておりますが、限られた時間の中でお答えできるものを私の方でかいつまんでご紹介しながら、議事を進めたいと思います。

稲嶺委員から2点のご提出がございます。1点目は、「裁判員裁判において国民・県民の意識感覚を生かした判決が出されているのか。」2点目は、「裁判員候補者の辞退率・出頭率の状況について」をお聞きしたいとのことですが、稲嶺委員、何か補足説明はありますか。

○：「国民的な感覚」というのは、一審で出た量刑（判決）が控訴審で覆されることが時々あるのですが、その辺も含めての、一般人の感覚を反映させるという部分をどのように見ているのかなという意味の質問です。

●：その辺の質問については、加藤委員からも上級審での在り方ということで事前にご提言がありましたが、その他の委員からも何かご質問等はございませんでしょうか。鈴嶋委員、裁判官として何かございますか。

◎：法制度一般の説明にとどまるのかもしれませんが、上級審の在り方、控訴審の在り方などについては、立法段階から議論されてきたところでありまして、裁判員制度を導入するからには、特に量刑不当や事実誤認を控訴理由にすることはどうなんだろうかという事が議論されてきたところであります。結論として控訴審は一審判決に誤りがないかどうか、事後的に審査することに徹するとした上で、量刑不当や事実誤認を控訴理由として残されたということになっております。その意味では、法律上、量刑不当や事実誤認を控訴理由として、一審の裁判員裁判の判決が破棄されることも制度上は十分想定されていたことなんだろうと考えております。ただし、実際の破棄率で見れば、裁判員制度が導入されてきてからは、かなり下がってきておりますので、一般論としては控訴審、高裁の方でも裁判員裁判の判断を尊重しているといっているのかなと思います。個別に裁判員裁判の控訴審判決が破棄されることがニュースなどで報

道されることは聞いておりますし、個別の事件のことになるとなんともいえな
いというところもあるのですが、統計的に見ますと破棄率も下がってきており
ますので、控訴審も裁判員裁判の判断を尊重しているといっているのではない
かと思います。

●：裁判員裁判の判決破棄については、加藤委員も問題意識として、あるよう
ですが、加藤委員から何かございませんでしょうか。

◎：市民の委員の皆様からご意見が出されればいいのですが、破棄率が低いとい
うのは、裁判所で評議をするときに、量刑データベースをきちんと使って、他
との均衡点を評議の中で議論されているというのはあると思いますが、例えば、
極端な話しで、過去の量刑データベースを基に判決を出すのであれば、裁判員
裁判で判断する意味はないということになりますし、逆に裁判員が判断した量
刑が破棄されることが少しでもあれば、それはいったい何のために量刑判断し
ているのだろうかと問題になるのだろうかと思います。私は個人的には裁判員
の方が量刑判断に関わるのは酷なのではないかと従来から意見を持っていたの
ですけれども、市民の皆様のご感覚として、量刑の判断をするという事について
どうお考えなのかなという事へのご意見を出して頂ければなと思います。

●：量刑判断について、法曹以外の方々のお考えを聴いてはどうかと、加藤委員
からお話が出ましたが、その他の委員の皆様、市民感覚としてのご意見はど
うでしょうか。

○：量刑判断をする以前に、事実認定について評議する場合、裁判員の疑問につ
いて、裁判官からアドバイス・解説はありますか。

◎：事件によって様々でして、裁判員の方から具体的にどのような意見が出るの
かによっても、その都度、評議ですので、絶対にこうしなければいけないとか、
絶対にこういうやり方で行くというようなことはないと思いますが、検察官と
弁護士からそれぞれ、評議を始める前に最終的な弁論ということで、検察官か
らこういう証拠があって、この証拠についてはこう見るべきだと、最終的な判

断はこう見るべきだという意見が出され、逆に弁護人からは、そうじゃないんだと、検察官はこう言っていたが、そりゃおかしいでしょと、そういった推理は成り立たないはずだとか、そういった検察官、弁護人双方のご意見が出されますので、議論の出発点としては、検察官、弁護人のご意見ははたしてそうなのかと、そういうところから議論が始まる事が多いのかなという気がします。

○：量刑の基準はあるのですか。

◎：量刑に関して裁判所が説明することとしましては、当然法律の刑がどうなっているのかという事をご説明いたします。それから、今、加藤委員からも説明がありましたけれども、量刑検索システムというのがありまして、例えば殺人であれば、ある検索条件を入力しますと、こういった量刑傾向となっていますと検索結果がグラフ、表みたいなもので出てきますので、それを見ていただいて、同じ殺人でも、例えば保険金殺人では重い刑が言い渡されていますし、逆に嬰兒殺の場合は、かなり軽くなります。そういった一般的な量刑傾向でありますとか、なぜそういった量刑傾向になってきているのかといった考え方とかは裁判所から説明いたします。それを踏まえた上で、担当する裁判員裁判の事件についてどう見るべきなのか、例えば、検察官は金目当てと言っているが本当にそうなのか、あるいは、金目当ての犯行であるとして、本当に量刑傾向のとおり的事件の判断でいいのか、そのあたりはまた個別に評議していくことになっていきます。

●：石島委員の方からは何かご説明はございますか。

◎：検察官の立場からはあまり言うことはないのですが、ただ、個別の事件のことを考えると同時に、全体的に同じような事件を見たときに、公平性を考えることはあります。そういう意味で制度がそうなっているのかなと思うのですが、そこにはいろんな意見がありますから納得いかないという意見が出ても、制度としてやむを得ないのではと思っています。

●：ありがとうございました。稲嶺委員からの質問に関する回答となりますがよ

ろしいでしょうか。続きまして、与那嶺委員から非常に多岐にわたるご意見・ご提言をいただいております、要約させていただきますと、5点くらいあります。

1点目は評議の発言内容や、各人の量刑判断をどのようにされたのか、やはり公開した方がいいのではないかと。2点目は、法廷内モニタに証拠となる捜査資料が映し出されないことがあるけれども、基本的に映し出すべきではないかと。

3点目として、判決後の裁判員の記者会見に裁判官も出席して意見を述べるべきではないかと。4点目は、法曹三者は裁判員裁判以外での公判でも平易な言葉で話す努力が必要ではないかと。5点目は裁判員が留置施設見学や刑務所見学をすることが有益ではないかと。以上となりますが、与那嶺委員から口頭での補足説明等はございますでしょうか。

○：折角の機会でございますので、報道機関として要望その他にも含めてのご意見等となります。我々報道機関としての立場から、より市民感覚を活かすといった当初の趣旨目的を国民に理解を深めていく為にも、先程のような様々な要望も含めて、考え等を出していただけたらと思います。

●：与那嶺委員からのご意見の1点目と3点目で「評議での発言内容」ですとか、「各人の量刑判断を公開する」とか、「判決後の記者会見に裁判官も参加して意見を述べる」事につきましては守秘義務の問題が法律上ありまして、裁判所から何か回答するという事は難しいと思いますので、ご意見・ご要望として承らせていただきます。2点目の「法廷内モニタに証拠となる捜査資料が映し出されない」という点については、傍聴席からも見えるようにするべきだということでしたら、事件関係者のプライバシーの問題ですとか、個人情報保護の問題から、事案によって、或いは裁判体の判断によって、モニタに映し出さないという判断もあります。公開の裁判という観点からは、貴重なご提言になりますが、これもご意見・ご要望として承らせていただきます。4点目の「平易な言葉を使用する努力をする」ことについては、一般論としては、異論のないところと思われますが、検察庁や弁護士会の委員の方はこの点についてのご

意見・ご感想等がございますでしょうか。

◎：私自身が裁判をやる上で考えていたこととしては、被告人だとか情状証人として裁判に出頭してくる人に対しては、必要なことは理解してもらえるように意識はして話しております。被告人の監督者、親だとかに対しては、この被告人はこんな犯罪をしたんだよ、被害者はこんなことを言っているんだよと、その人には解るようにしたいなと意識して話していました。もちろん被告人自身にも被害者はこんなダメージを受けているんですよ、あなたのやったことはこんなことなんですよと理解してもらおうと意識していました。

●：加藤委員，弁護人としてはいかがでしょうか。

◎：当事者に理解してもらえるような裁判を行うというのはそのとおりだと思います。その観点からいいますと、僕も刑事事件を担当していると、検察官の中には早口で、論告の原稿を読み上げることがまだあるんですね。もっとメリハリをつけて論告を読み上げて、ここが悪いんだと強く主張すればいいのになと思うことがあります。弁護人としても早口で弁論することがあり、反省することがよくあります。

●：分かり易く話すという事と話す内容を充実させるということは悩ましい問題です。貴重なご提言として、承りたいと思います。5点目の「裁判員が留置施設や刑務所を見学することが有益ではないか」ということですが、現在、裁判所ではそのようなことはしていないのですが、裁判所で裁判員の方に判決で有罪になったら被告人はどのような処罰を受けるのか、刑についてのご説明等について、裁判体で考慮されていることはありますか。

◎：一般的な説明としては、実刑判決になるとどうなるのか、執行猶予判決になるとどうなるのか、保護観察とはどのようなものか、仮釈放とはどのようなものか、必要に応じて説明はしております。もっとも、懲役刑や禁錮刑の本質は何かというと、自由刑ということで、自由を奪うという刑です。普通の人であれば社会生活をしていて、最低限のルールを守っていれば、後は何をやっ

てもいいのですが、刑務所に入っている人はそうではない。刑務所の職員から許可されたことしかやってはいけない、そういった立場になるということになるのが本質的なところだと思います。例えば我々であれば、今日何時に帰って、何時に食事をしてもいいし、どんなものを食べてもいいし、家で食べてもいいし、外食でもいい、ということになります。刑務所に入っている人たちはそうではない。決まった時間、決まったもの、ということになります。そういった生活を何年か続けなければならないというところが自由刑の本質だということになると思います。そういった説明は言葉で説明すれば刑務所見学とかのよう施設見学を行わなくても理解はしていただけるのかなと思っはいるところ

- ◎：仮釈放の説明もされるという事ですが、制度のみならず、仮釈放の実情とかどのくらい評議の中で話題になったりするのですか。
- ◎：評議によりけりであり、一般論として言いにくいところはあるのですが、説明としては、法律がそうなっているということと、実情として統計データなどがありますので、何人くらいの人に仮釈放が認められているのかとか、平均すれば何割くらいの刑の執行率であるのか等、そういったことを説明しています。当該被告人に対して仮釈放が認められるかどうかは、これはまだ先の話であり、かつ裁判所が判断することではないので、その点は注意してほしいところです。
- ：量刑を決めるときに、プロの裁判官が、裁判員に何かアドバイスをすることはありますか。
- ◎：量刑検索システムがありますので、そこである程度客観的なデータを示してご説明ができます。また、事件によっては、検察官あるいは弁護人の方から、量刑検索システムから出たデータを示しながら、このくらいの刑が適当だとかご説明されることもあります。そのような説明を踏まえて、裁判員がご自分で検討して、悩んでいただいて、自分はこのくらいの量刑が相当であると意見を出し合い議論します。裁判所側から具体的な年数等を示していかないと裁判員が

意見を言えないというような、そういった状況というわけではありません。

●：加藤委員と稲嶺委員から裁判員候補者の出頭率についてのご意見がありましたので、裁判所の方から、説明いたします。

◎：先ず出席率ですが、計算する上で、分子の方は、実際に出席した数なので、わかり易いのですが、母数の方につきましては、毎年秋頃に裁判員候補者の方に裁判員候補者名簿に載った旨の通知書を送付しまして、その後に、具体的に裁判日程が決まりましたら、裁判員候補者名簿の中からくじで選ばれた方100人前後に通知書を送付するのですが、その数を母数とする場合が1つございます。その選んだ後に、70歳以上の方であるとか、学生、仕事、育児、介護の関係等の理由で、差し支えのある方に関しては辞退を認めていくこととなります。100人前後の通知書を送付した方たちから辞退者の数を差し引いて残った人を母数とするという2通りがございます。残った人を母数として出席率を計算いたしますと、当初は全国的に見て8割程度あったのが、現在は7割程度に落ち込んでおります。ただ、那覇地裁では制度が始まってから7割程度を維持していますので安定しているといえます。出席率が低下しているわけではありません。以前は全国平均と比べると1割程度低い数値だったのですが、現在は同程度か、やや那覇の方が上回っている状況でございます。

次に選定した候補者数を母数とする場合ですが、那覇地裁は2割程度であまり変化が見られない状況でございます。全国平均を見ますと、当初は4割程度だったのが、現在は3割を切る程度まで低下しております。平成27年は4月までの数値で23.6%となっております。那覇地裁に関する辞退率ですが、これについても、那覇地裁は65%前後で推移しております。これも安定している状況でございます。全国的には出席率の低下傾向がみられるのですが、那覇地裁では幸いなことにそういった傾向はみられていないということになります。以前の地裁委員会でも那覇地裁は出席率がよくないにご紹介したこともございますが、最近はむしろ、全国と那覇では逆転している状況も見られるよ

うになってきております。全国的な出席率の低下傾向がみられるのですが、その原因についてですが、最高裁には「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」というのがありまして、その席で、最高裁の係官から考えられる要因としては、1つ目は「職務従事予定期間の長期化」、2つ目は「仕事を理由とする辞退者の増加」、3つめは「裁判員制度に対する関心の低下」であると、そういった説明がなされています。

- ：本日は貴重なご意見をお聞かせいただきありがとうございました。それではこれで意見交換は終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(3) 次回期日・テーマの確認

期 日 平成27年11月6日（金）午後2時

テーマ 「DV防止法に基づく保護命令制度の実情について」